

## 横浜市個人情報ファイル簿

1 個人情報ファイルの名称	措置支援進捗台帳	
2 届出担当課等の名称	健康福祉局こころの健康相談センター	
3 事務所管課等の名称	健康福祉局こころの健康相談センター	
4 個人情報ファイルの利用目的	措置入院した方の退院後支援の進捗状況を細かく管理し、迅速に情報を付け加えたり、担当者間で情報を共有するため。	
5 記録項目	1 指令番号      2 緊急措置      3 再診察      4 通報種別      5 初回年度 6 更新年度      7 対象者氏名      8 フリガナ      9 性別      10 生年月日 11 年齢      12 住所1      13 住所2      14 担当区      15 区MSW氏名 16 医療費区分      17 措置入院日      18 措置入院開始病院 19 再診察結果      20 再診察・不要措置      21 診断名 22 ICD      23 転院日      24 後方移送①      25 後方移送②      26 措置解除日 27 解除後転帰      28 退院後帰住先      29 措置入院日数      30 措置解除時入院先 31 備考      32 ケース番号      33 措置自治体      34 措置入院前の区MSWの支援 35 帰住(予定)先      36 帰住先住所      37 モデルケース対象外理由 38 ここC担当者名      39 旧担当者      40 四州市・県外引継元(収受) 41 初回面談日      42 初回面談日までの日数 43 同意の有無      44 同意なしの理由      45 申込取下げ日 46 四州市・県外引継先(引継ぎ)      47 退院日      48 在院日数 49 通院先      50 ①開催日      51 ①計画期間      52 ①計画期間終了日 53 ②開催日      54 ②計画期間      55 ②計画期間終了日      56 ③開催日 57 ③計画期間      58 ③計画期間終了日      59 初回個別会議までの日数 60 変更回数      61 延長      62 計画取下げ日      63 初回モニタリング月 64 終了前モニタリング月      65 支援期間中の再入院日 66 支援期間中の再入院形態      67 支援期間中の再入院先 68 支援終了日      69 廃棄年度      70 (備考)	
6 記録範囲	精神障害者及び精神障害者の家族	
7 記録情報の収集方法	本市が措置入院させた方については、健康福祉局精神保健福祉課より情報提供を受けて、措置支援進捗台帳に入力します。他自治体が措置入院させた方については、当該自治体が本市に自分の情報を提供することに同意した方について郵送で引継ぎ連絡票や退院後支援計画を受け取り、その情報を基に措置支援進捗台帳に入力します。 こころの健康相談センター支援担当者が入院中の本人に面会し退院後支援の同意を受け、本人から入院前の生活状況や受診・服薬状況、退院後の生活や支援の希望を聞き取ります。	
8 要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
9 記録情報の経常的提供先	各区高齢・障害支援課	
10 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	市民局市民情報課(市民情報センター)又は各区役所区政推進課広報相談係	
11 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
12 個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル (マニュアル処理ファイル(紙ファイル)の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル(紙ファイル)のみ	
13 行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報ファイルである旨	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	
14 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	名称	横浜市こころの健康相談センター
	所在地	横浜市中区本町2丁目22番地 京阪横浜ビル10階

15 行政機関等匿名加工情報の概要		
16 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	名称	
	所在地	
17 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
18 備考		